

介護老人保健施設みなみかぜ

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用契約書

(サービスの目的)

第1条 肝属郡医師会立介護老人保健施設みなみかぜ（以下「当施設」という。）は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。

2 利用者及び利用者の身元引受人は、施設からサービスの提供を受けた時は、当施設に対し別紙重要事項説明書の利用料金記載に従い利用料自己負担分を支払っていただきます。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用契約書の氏名欄に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、第4条又は第5条による解除、本契約並びに重要事項説明書の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円(介護予防通所リハビリテーションにあつては極度額10万円)の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテ

ーション)利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2ヵ月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(契約の終了)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 第4条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされた時
- ③ 第5条に基づき、施設から契約解除の意思表示がなされた時
- ④ 利用者が病院へ入院した時、又は他の介護保険施設等に入所した時

(利用料金)

第7条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し本契約に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの対価として、別紙重要事項説明書記載の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

- 4 支払義務発生後、概ね3か月を経過したものうち①再三の請求に応じない場合、②円滑かつ効率的な回収が見込めない場合、③転居等により請求先が不明となっている場合、④当施設からの督促継続が適切でないと判断された場合等については当施設が契約している法律事務所より利用料金の回収を委託する場合があります。

(記録)

- 第8条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況と緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、利用者や身元引受人に対してその内容をできる限り詳細に説明いたします。また、説明終了の際に別紙契約書にて同意していただきます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
 - ⑥ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように配慮し厳守します
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように配慮し厳守します。
 - 3 「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守します。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対しての連絡も速やかに行います。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情処理)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスに対しての要望又は苦情等について、いつでも申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。なお、当施設の苦情申し立て窓口は下記のとおりです。

名 称	肝属郡医師会立介護老人保健施設みなみかぜ
担当者	介護福祉士 (打越義徳)
電 話	(0994) 22-3100
F A X	(0994) 22-3105

2 施設は、利用者に提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスについて、利用者、身元引受人又は利用者の親族から苦情の申し出があった場合、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上、改善につとめます。

3 施設は、利用者、身元引受人又は利用者の親族が苦情申し立て等を行った場合、これを理由としていかなる不利益な取り扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第14条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重要事項説明書

(介護老人保健施設通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 肝属郡医師会立介護老人保健施設 みなみかぜ
- ・開設年月日 平成9年11月1日
- ・所在地 鹿児島県肝属郡錦江町神川 88-1
- ・電話番号 0994-22-3100 ・FAX番号 0994-22-3105
- ・管理者名 折久木 亮洋
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4653080038号)

(2) 利用時間 午前9:30～午後4:00 毎週月～土曜日

＊12/31～1/3、日曜日は休み

(3) 通所定員 40名

(4) デイケア職員体制

	常勤		非常勤	職務内容
	専従	兼務		
医師		1		利用者の健康管理と医療の適切な処置等
看護職員	1	1		利用者の衛生管理看護業務等
介護職員	6			利用者の日常生活全般の介護業務等
理学・作業療法士	1	3		心身の機能回復・維持・訓練・計画書作成等
その他		2	1	リハビリ助手、送迎運転手、事務職員

(5) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[肝属郡医師会立介護老人保健施設みなみかぜの運営方針]

1. 総合的ケアサービス施設

高齢者の心身の状態、介護者や家庭環境にあわせて、医療的サービスと福祉的サービスを総合的に提供する。

2. 家庭復帰施設

リハビリテーション、看護・介護などのケアを必要とする高齢者に対し医療的ケアと日常生活サービスを提供しながら、家庭復帰の為に心身の自立を支援する。

3. 在宅ケア支援施設

退所者の家庭での生活が自立できるように通所サービスの提供や訪問による在宅支援サービスを行う。

4. 地域に開かれた施設

家庭、ボランティア、地域の人々を対象とし、介護実習普及施設としての役割を果たし、地域に開かれた施設を目指す。

(6) 指定通所リハビリテーション事業従事者定数

1、医師	0.0875名以上
2、理学療法士及び作業療法士	1名以上
3、看護職員	1名以上
4、介護職員	4名以上
5、事務職員	事情に応じた適当数

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についての概要

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、要介護者又は要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び作業療法士、理学療法士等のその他の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)が作成されますが、その際、利用者、身元引受人又は利用者の親族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

【 要介護 1～5 】

(1) 基本料金

①施設利用料 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度等によって利用料が異なります。

以下は1日当たりの自己負担分です) なお、() は2割負担、<>は3割負担です

[6時間以上 7時間未満]

要介護 1	715 円	(1430 円)	<2145 円>
要介護 2	850 円	(1700 円)	<2550 円>
要介護 3	981 円	(1962 円)	<2943 円>
要介護 4	1137 円	(2274 円)	<3411 円>
要介護 5	1290 円	(2580 円)	<3870 円>

別利用時間帯については別紙

②入浴介助加算(Ⅰ) 40 円/日 (80 円/日) <120 円/日>

入浴中のご利用者様の観察を含む介助を行った場合

③サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 円/日 (44 円/日) <66 円/日>

介護福祉士 70%以上か勤続年数 10 年以上介護福祉士 25%以上

④リハビリテーションマネジメント加算ロ

6月以内	593 円/月 (1186 円/月) <1779 円/月>
6月超	273 円/月 (546 円/月) <819 円/月>

計画の作成、リハビリの提供、評価・見直しなど継続的にリハビリテーションの質の管理を行い、3ヶ月に1回以上のリハビリテーション会議を行い、厚生労働省に利用者毎の情報を提供し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合

⑤介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 所定単位数×111/1000

介護に必要な労働力確保のための方策として負担いただきます

⑥リハビリテーション提供体制加算

所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 12 円/日 (24 円/日) <36 円/日>

所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 16 円/日 (32 円/日) <48 円/日>

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 20 円/日 (40 円/日) <60 円/日>

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 24 円/日 (48 円/日) <72 円/日>

所要時間 7 時間以上の場合 28 円/日 (56 円/日) <84 円/日>

利用者数に応じてリハビリ技士を配置していた場合

⑦科学的介護推進体制加算 40 円/月 (80 円/月) <120 円/月>

利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する

(2) その他の料金

食費 (食材料費) 昼食 610 円/日 (おやつ代が含まれています)

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

※当日、食事提供前に利用中止となり、食事のキャンセルが間に合わない場合は食費を請求させていただきます。

(3) その他の加算

入浴介助加算(Ⅱ) 60 円/日 (120 円/日) <180 円/日>

医師等が当該利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合

リハビリテーションマネジメント加算イ

6 月以内 560 円/月 (1120 円/月) <1680 円/月>

6 月超 240 円/月 (480 円/月) <720 円/月>

計画の作成、リハビリの提供、評価・見直しなど継続的にリハビリテーションの質の管理を行い、3ヶ月に1回以上のリハビリテーション会議を行った場合

リハビリテーションマネジメント加算ハ

6 月以内 793 円/月 (1586 円/月) <2379 円/月>

6 月超 473 円/月 (946 円/月) <1419 円/月>

リハビリテーションマネジメント加算ロに加え、口腔アセスメント、栄養アセスメント、リハ・口腔・栄養の情報活用を行った場合

事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合

270 円/月 (540 円/月) <810 円/月>

リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合

延長加算

50 円／日 (100 円／日) <150 円／日> 「8～9 時間利用した場合の加算」
100 円／日 (200 円／日) <300 円／日> 「9～10 時間利用した場合の加算」
150 円／日 (300 円／日) <450 円／日> 「10～11 時間利用した場合の加算」
200 円／日 (400 円／日) <600 円／日> 「11～12 時間利用した場合の加算」
250 円／日 (500 円／日) <750 円／日> 「12～13 時間利用した場合の加算」
300 円／日 (600 円／日) <900 円／日> 「13～14 時間利用した場合の加算」

中重度者ケア体制加算 20 円／日 (40 円／日) <60 円／日>

看護、介護職員を基準以上に配置しており、要介護 3 以上の利用者が 30% 以上である場合

短期集中個別リハビリテーション実施加算 110 円／日 (220 円／日) <330 円／日>

退院(所)又は認定日より 3 ヶ月以内に集中的に個別リハビリを行った場合

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ) 240 円／日 (480 円／日) <720 円／日>

退院(所)日又は通所開始日から 3 ヶ月以内に 1 週間に 2 回を限度として個別にリハビリを行った場合

認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ) 1920 円／月 (3840 円／月) <5760 円／月>

退院(所)日の翌月の属する月又は開始日から 3 ヶ月以内に 1 月に 4 回以上のリハビリを行った場合

生活行為向上リハビリテーション実施加算

利用開始日から 6 月以内 1250 円／月 (2500 円／月) <3750 円／月>

生活行為の内容の充実を図るための目標等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合

栄養改善加算 200 円／日 (400 円／日) <600 円／日>

低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施した場合月 2 回を限度

栄養アセスメント加算 50 円／月 (100 円／月) <150 円／月>

管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員やその他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又はその家族に説明し相談等に必要に応じた場合

口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 円／日 (300 円／日) <450 円／日>

口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が

口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づき適切なサービスを実施した場合、月 2 回を限度

口腔機能向上加算(Ⅱ)イ 155 円／日 (310 円／日) <465 円／日>

口腔機能向上加算(Ⅰ)に加え、厚生労働省に利用者毎の情報を提供し、当該情報の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用しているリハビリテーションマネジメント加算を算定している場合、月 2 回を限度

口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ 160 円／日 (320 円／日) <480 円／日>

口腔機能向上加算(Ⅰ)に加え、厚生労働省に利用者毎の情報を提供し、当該情報の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合、月 2 回を限度

重度療養管理加算 100 円／日 (200 円／日) <300 円／日>

要介護 3・4・5 の方で手厚い医療が必要な状態である利用者を受け入れた場合

事業所が送迎を行わない場合 (片道につき) ▲47 円／日 (▲94 円／日) <▲141 円／日>

利用者が自ら通う場合、事業所が送迎を実施しない場合は減算

移行支援加算 12 円／日 (24 円／日) <36 円／日>

ADL・IADL が向上し、社会参加に資する取組に移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供した場合

若年性認知症利用者受入加算 60 円／日 (120 円／日) <180 円／日>

利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合

口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20 円／回 (40 円／回) <60 円／回>

利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に情報提供した場合

口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5 円／回 (10 円／回) <15 円／回>

口腔・栄養スクリーニング加算(I)に加え、厚生労働省に利用者毎の情報を提供し、当該情報の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合

退院時共同指導加算 600 円／回 (1200 円／回) <1800 円／回>

医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、事業所の理学療法士等が、医療機関の退院カンファレンスに参加し、共同指導を行う場合

サービス提供体制強化加算 (II) 18 円／回 (36 円／回) <54 円／回>

介護福祉士 50%以上の場合

サービス提供体制強化加算 (III) 6 円／回 (12 円／回) <18 円／回>

介護福祉士 40%以上又は通所リハビリテーションを直接提供する職員のうち勤続年数 7 年以上の職員が 30%以上の場合

介護職員等処遇改善加算 (I) イ 所定単位数×103/1000

介護職員等処遇改善加算 (II) イ 所定単位数×100/1000

介護職員等処遇改善加算 (II) ロ 所定単位数×108/1000

介護職員等処遇改善加算 (III) 所定単位数×83/1000

介護職員等処遇改善加算 (IV) 所定単位数×70/1000

介護に必要な労働力確保のための方策として負担いただきます

高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するために定期的に委員会開催、職員の周知徹底、指針の整備、定期的な研修会開催、適切に実施するための担当者を置くなどを行っていない場合、所定単位数の 1/100 減算となります

業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の 1/100 減算となります

【 要支援 1・2 】

(1) 基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 ヶ月の自己負担分です）なお、（ ）は 2 割負担、＜＞は 3 割負担です

要支援① 2268 円 （4536 円） ＜ 6804 円＞（一ヶ月）

要支援② 4228 円 （8456 円） ＜12684 円＞（一ヶ月）

※利用開始から 12 月を超えた期間 要件を満たした場合 減算なし

要支援① ▲120 円 （▲240 円） ＜▲360 円＞

要支援② ▲240 円 （▲480 円） ＜▲720 円＞

（要件）3 か月に 1 回以上、リハビリテーション会議による計画の見直しを行い、利用者ごとの計画書等の内容を厚生労働省に提出し情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合。

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

要支援① 88 円（176 円）＜264 円＞（一ヶ月）

要支援② 176 円（352 円）＜528 円＞（一ヶ月）

介護福祉士 70%以上か勤続年数 10 年以上介護福祉士 25%以上配置している。

③介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 所定単位数×111/1000（一ヶ月）

介護に必要な労働力確保のための方策として負担いただきます

④科学的介護推進体制加算 40 円（80 円）＜120 円＞（一ヶ月）

利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する

(2) その他の料金

食費（食材料費） 昼食 610 円/日（おやつ代が含まれています）

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

※当日、食事提供前に利用中止となり、食事のキャンセルが間に合わない場合は食費を請求させていただきます。

(3) その他の加算

栄養改善加算 200 円/月（400 円/月）＜600 円/月＞

低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施します。

口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 円/月（300 円/月）＜450 円/月＞

口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づき適切なサービスを実施します。

口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 円／月 (320 円／月) <480 円／月>

口腔機能向上加算(Ⅰ)に加え、厚生労働省に利用者毎の情報を提供し、当該情報の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合

一体的サービス提供加算 480 円／月 (960 円／月) <1440 円／月>

栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施しており、月に 2 回以上設けている場合

栄養アセスメント加算 50 円／月 (100 円／月) <150 円／月>

管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員やその他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し利用者又はその家族に説明し相談等に必要に応じた場合)

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 円／回 (40 円／回) <60 円／回>

利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を担当の介護支援専門員に情報提供した場合)

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 円／回 (10 円／回) <15 円／回>

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)に加え、厚生労働省に利用者毎の情報を提供し、当該情報の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合)

若年性認知症利用者受入加算 240 円／月 (480 円／月) <720 円／月>

利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

要支援① 72 円／月 (144 円／月) <216 円／月>

要支援② 144 円／月 (288 円／月) <432 円／月>

介護福祉士 50%以上の場合

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

要支援① 24 円／月 (48 円／月) <72 円／月>

要支援② 48 円／月 (96 円／月) <144 円／月>

介護福祉士 40%以上又は通所リハビリテーションを直接提供する職員のうち勤続年数 7 年以上の職員が 30%以上の場合

介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ 所定単位数×103/1000

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ 所定単位数×100/1000

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ 所定単位数×108/1000

介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数×83/1000

介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位数×70/1000

介護に必要な労働力確保のための方策として負担いただきます

退院時共同指導加算 600 円／回 (1200 円／回) <1800 円／回>

医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、事業所の理学療法士等が、医療機関の退院カンファレンスに参加し、共同指導を行う場合)

生活行為向上リハビリテーション実施加算

利用開始日から6月以内 562 円/月 (1124 円/月) <1686 円/月>

生活行為の内容の充実を図るための目標等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合

高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するために定期的に委員会開催、職員の周知徹底、指針の整備、定期的な研修会開催、適切に実施するための担当者を置くなどを行っていない場合、所定単位数の 1/100 減算となります

業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の 1/100 減算となります

4. 支払い方法

月払いとなります。翌月 15 日までに請求書をお渡しいたしますので、後日お支払い下さい。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・ 協力医療機関

- ・ 名 称 肝属郡医師会立病院
- ・ 住 所 鹿児島県肝属郡錦江町神川 1 3 5 番地 3

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 川前歯科医院
- ・ 住 所 鹿児島県肝属郡錦江町城元 7 5 3 - 3

6. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は当事業所の医師及び協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、指定された緊急連絡先等に連絡します。

7. 事故発生時の対応方法

施設サービスの提供にともない事故が発生した場合は、速やかに利用者の身元引受人へ連絡し、各関係機関へも報告します。

8. 身体拘束について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、利用者あるいは家族等の同意を得た後、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況と緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、利用者や身元引受人に対してその内容をできる限り詳細に説明いたします。

9. 秘密保持については次のとおり厳守いたします。

- 1 施設及び職員は、正当な理由がない限り、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の身元引受人又は利用者の

親族の秘密を絶対に漏らしません。(秘密保持に関しては利用者あるいは身元引受人から同意を得ます)

- 2 施設は、施設退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の身元引受人又は利用者の親族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

10. 賠償責任

- 1 当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合は利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

11. 要望及び苦情等の相談

ご意見等お寄せいただければ速やかに対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

施設内には、「ご意見箱」も設置しておりますので、ご利用下さい。

管理者に直接お申し出いただくこともできます。

担当者：介護福祉士（打越義徳）

電話番号：0994-22-3100

受付時間：月～金（8:30～17:00）、土（8:30～12:30）※12/31～1/3、日曜日は休み

また、介護保険サービスについての相談や苦情は、それぞれお住まいの市町村の介護保険担当窓口など専門的に対応しています。

- 鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 TEL099-213-5122
- 大隅地域振興局地域保健福祉環境部地域保健福祉課介護指導係
〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16番6号 TEL0994-52-2122
- 鹿屋市役所 保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 TEL0994-43-2111
- 錦江町役場 保健福祉課 福祉チーム 介護保険係
〒893-2302 錦江町城元963番 TEL0994-22-0511
- 南大隅町役場 町民福祉課 介護保険係
〒893-2501 南大隅町根占川北226番 TEL0994-24-3111

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

個人情報の利用目的

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設みなみかぜでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 入退所等の管理
- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- ・ 施設内介護実習への協力
- ・ 介護の質の向上を目的とした施設内事例研究
- ・ その他、利用者様に係わる管理運営業務

〔他の事業所への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 献体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談又は届出等

【上記以外での利用目的】

〔当施設での内部での利用に係わる利用目的〕

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当施設において行われる学生の実習への協力

【その他】

- ・ 広報誌等への写真掲載並びに発行及び施設内での展示

介護老人保健施設みなみかぜ

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用契約書

- 1 貴施設の介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスを受けるにあたり、契約書及び重要事項説明書並びに個人情報の利用目的に関する説明を受け、その内容について理解したうえで同意します。
- 2 貴施設の介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービス提供に伴う利用料については、契約書及び重要事項説明書のとおり、支払うべき金額を指定期日までに支払うことに同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(利用者の身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) _____ 印 _____

肝属郡医師会立介護老人保健施設みなみかぜ施設長 殿

※ 契約書第7条第2項及び第3項の請求書及び領収書の送付先は、下記のとおりです。

氏 名 _____ (続柄) _____

住 所 _____

電話番号 _____

説明者氏名 _____ 印 _____